

令和8年度

新生活をスタートする2人を応援します

結婚新生活支援事業



対象世帯

- ★ 婚姻日が令和8年1月1日～令和9年3月31日
- ★ 夫婦の所得が合わせて500万円未満
- ★ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ★ その他田辺市が定める要件を満たす世帯

申請期日

令和9年3月31日(火)まで

婚姻日や費用の支払いが令和9年3月下旬になる場合は、事前に相談が必要です

対象経費

令和8年4月1日～令和9年3月31日までに支払った費用

※婚姻日以前に購入した住宅に関しては、婚姻日からさかのぼって1年以内に購入したものに限り
ます

※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、支給額を差し引いた額が対象となります

- ★ 新居の住宅費・・・新居の購入費、家賃・共益費(1か月分)、敷金、礼金、仲介手数料
- ★ 新居への引越費用・・・引越業者や運送業者に支払った費用

補助金額

- ★ 夫婦ともに29歳以下の世帯・・・上限60万円
- ★ 夫婦ともに39歳以下の世帯・・・上限30万円

※いずれも、新居の住宅費、新居への引越費用の合計金額
(千円未満切り捨て)

申請・お問合せ先

田辺市保健福祉部
子育て推進課こども家庭係
0739-26-4927
〒646-8545
田辺市東山一丁目5番1号



結婚新生活支援事業チェックシート

すべてに当てはまっていれば申請できます

- 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出した
- 田辺市に居住し、住民登録をしている
- 夫婦の所得が合わせて500万円未満である ※1
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である ※2
- 夫婦ともに田辺市税を滞納していない
- 夫婦ともに過去に結婚新生活支援事業の補助を受けたことがない
- 夫婦ともに市の指定するライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等を受講した
- 夫婦及び住所を同じ世帯全員が、暴力団員等や暴力団員と密接な関係を有していない

※1 夫婦の合計所得から貸与型奨学金を控除することができます

※2 年齢計算に関する法律第2条、民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます

対象経費等

令和8年4月1日～令和9年3月31日に支払った費用が対象です。

※婚姻日以前に購入した物件に関しては、婚姻日からさかのぼって1年以内に購入したものに限り
ます

- 新居の購入費(リフォーム費用は対象外) _____ 円...①
- 家賃・共益費(1か月分)、敷金、礼金、仲介手数料 _____ 円...②
- 引越費用(引越業者・運送業者への支払い) _____ 円...③
- 勤務先からの住宅手当額(1か月分) _____ 円...④
- ① + ② + ③ - ④ = 実支出額 _____ 円...⑤
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下 _____ 300,000円...⑥
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下 _____ 600,000円...⑦

(実支出額)⑤ と (補助額)⑥ 又は ⑦ の少ない額が対象です(千円未満切り捨て)

申請に必要なもの

- 交付申請書
- 結婚新生活支援補助金に関するアンケート
- 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本(写し可)
- 夫婦の所得証明書(写し可)
- 夫婦の市税完納証明書(写し可)
- 夫婦の住民票(写し可)
- 誓約書兼同意書
- 住宅の工事請負、売買契約書及び領収書の写し
- 住宅の賃貸契約書及び領収書の写し
- 引越にかかった領収書の写し
- 住宅手当支給証明書
- 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類

